

令和4年5月27日 14時00分

大和川河川事務所・奈良県

大和川流域水害対策計画を策定しました ～特定都市河川浸水被害対策法の改正後、全国初となる計画策定～

大和川流域（奈良県）において、浸水被害対策の総合的な推進のため、特定都市河川浸水被害対策法の改正後、全国で初めて「流域水害対策計画」を策定しましたので公表します。

今後、「大和川流域水害対策計画」に基づき、遊水地等の河川整備の加速化や、流域内の貯留施設整備の支援及び推進、並びに水害リスクをふまえた土地の区域指定など、「流域治水」を本格的に実践して参ります。

○大和川流域水害対策計画

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づき、大和川特定都市河川流域を対象に、近畿地方整備局長、奈良県知事及び同流域25市町村の長が共同して策定しました。（別紙1）
- ・ 計画本文は、大和川河川事務所HPに掲載します。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/conference/conference.html>

○計画のポイントについては、別紙2をご覧ください。

○策定の経緯については、別紙3をご覧ください。

<取扱い>

—

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ、奈良市政記者クラブ

<問合せ先> 大和川流域水害対策協議会 事務局

大和川河川事務所	副所長	林 政行	調査課長	なかじ 中路	たかお 貴夫	電話 072-971-1381
奈良県	県土マネジメント部	河川整備課	課長補佐	こうが 甲賀	やすひさ 康久	電話 0742-27-7507
		下水道課	主 幹	おおいし 大石	ひろし 浩史	電話 0742-27-7525

大和川流域水害対策計画

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 3 条の規定に基づき、令和 3 年 12 月 24 日付けで特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された大和川及び大和川流域について、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり大和川流域水害対策計画を策定する。

令和 4 年 5 月 27 日

近畿地方整備局長

奈良県知事

奈良市長	大和高田市長	大和郡山市長
天理市長	橿原市長	桜井市長
御所市長	生駒市長	香芝市長
葛城市長	宇陀市長	平群町長
三郷町長	斑鳩町長	安堵町長
川西町長	三宅町長	田原本町長
高取町長	明日香村長	上牧町長
王寺町長	広陵町長	河合町長
大淀町長		

計画本文は、大和川河川事務所 HP に掲載いたします。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/tokuteitoshikasenn/conference/conference.html>

(別紙2)大和川流域水害対策計画のポイント

(計画策定者) 近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長

- (計画の目標)
- ・流域全体では、昭和57年8月降雨に対し、大和川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害の解消、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においても住民の安全確保
 - ・重点地区では、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、内水による浸水被害を解消
 - ・想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む

(計画の期間) 概ね20年

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

<河川区域における対策>

○河川整備 第4章 P32～35

河道改修や遊水地等の整備

○既存ダムの洪水調節機能強化 第13章 P54

既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)における事前放流の実施



<集水域における対策>

○下水道整備 第6章 P37、第9章 P43

- ・雨水管渠整備、既設ポンプ施設の維持・更新
- ・内水ポンプ施設の運転操作ルール策定

○流域対策 第7章 P38～41

- ・既存ため池の放流口の改修や事前放流によりため池の水位を下げ雨水を一時的に貯留させる等、ため池の治水利用を推進
- ・水田の排水口に調整板を設置し、排水量を調整する水田貯留を推進
- ・浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進
- ・民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を新たに上乗せし、対策を一層推進



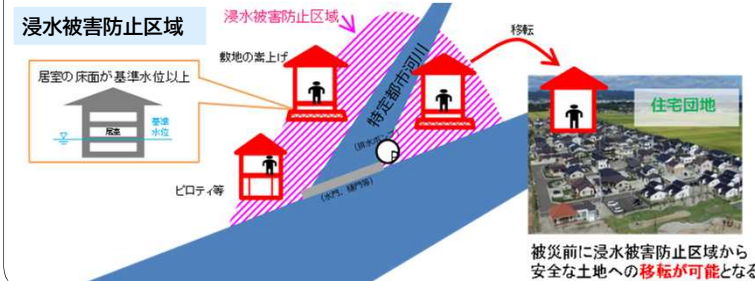
②被害対象を減少させるための対策

○貯留機能保全区域の指定 第11章 P46～47

- ・都市浸水想定区域や条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- ・先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定を検討

○浸水被害防止区域の指定 第11章 P48～49

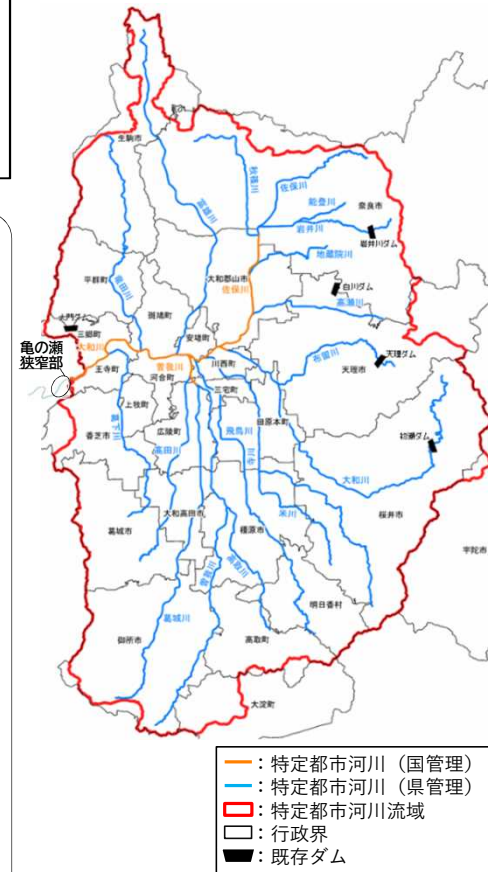
- ・都市浸水想定区域及び水害リスクマップ、『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- ・先行して川西町、田原本町などで区域の指定を検討



③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

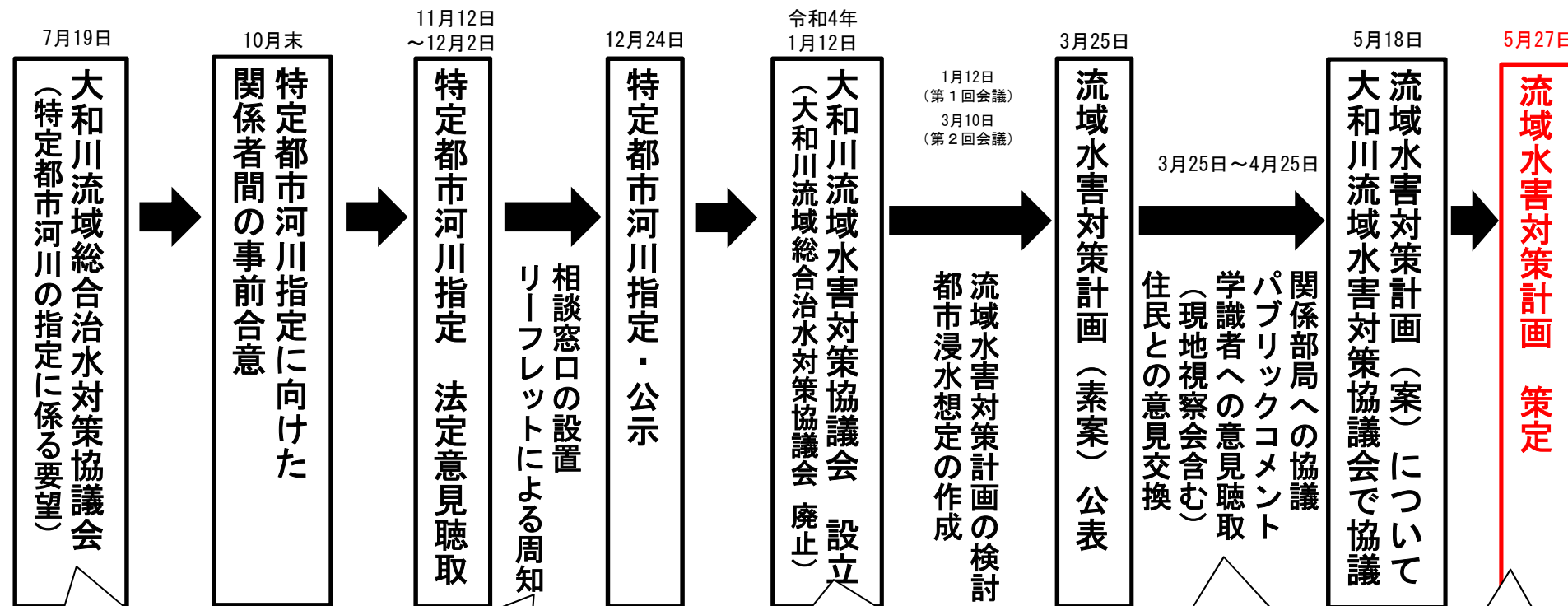
- ・減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- ・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の徹底

特定都市河川流域図



【基本的な考え方】 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえる

(別紙3)大和川流域における特定都市河川に係る取組状況



■大和川流域総合治水対策協議会



奈良県知事

・大和川が特定都市河川に一日でも早く、できれば法改正後に全国トップで指定を受けられるように頑張っていきたい

・財政的に厳しいため、なかなか整備が行き届かない面もあったが、補助金のかさ上げによって更に前向きに事業に取り組むことができる

・特定都市河川の指定を目指してしっかりと要望をしていきたい



田原市長 三好市長 大和郡市長 広瀬市長 葛城市長 王寺町長

■住民周知用リーフレット



■相談窓口の開設 (大和川河川事務所王寺出張所内)



■大和川流域水害対策協議会の設立



【構成員】
奈良県(知事、総務部長、危機管理監、水循環・森林・景観環境部長、食と農の振興部長、県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長)
流域内25市町村の長、下水道管理者
近畿地方整備局(局長、建設部長、河川部長)
近畿農政局(農村振興部長)、奈良森林管理事務所長
近畿地方環境事務所長、奈良財務事務所長、奈良地方気象台長、奈良県防災士会理事長

【協議事項】
・流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議
・流域水害対策計画の実施に係る連絡調整

■大和川流域水害対策計画(素案)に対してパブリックコメント・住民意見交換会・学識経験者への意見聴取を実施

【住民意見交換会】



平城・生駒いかるが園域

【現地視察会】



保田遊水地



布留飛鳥園域



水田貯留

(田原本町で実施中の流域対策)

■大和川流域水害対策計画策定

大和川流域水害対策計画

令和4年5月

国土交通省近畿地方整備局
奈良県
奈良市 大和郡 大和郡山部 天理市 橿原市
橿原市 橿原市 生駒市 香芝市 葛城市
宇陀市 宇陀市 宇陀市 宇陀市 宇陀市
川西町 三好町 田原町 高取町 明日香村
上牧町 王寺町 広瀬町 河合町 大庄町